

鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、農作業の負担軽減や省力化を図り、物価高騰の影響低減や農家所得の向上及び担い手の育成・確保に寄与するため、スマート農業推進に係る機械等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和 4 7 年規則第 9 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「スマート農業」とは、ロボット、A I、I o T などの先端技術を活用して省力化及び高品質生産を実現する農業をいう。

(補助事業者等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 3 補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助対象機械）

第4条 補助金の交付の対象となる機械等（以下「補助対象機械」という。

）は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第2条第1項に規定される「スマート農業技術」を用いた農業機械や農業用ソフトウェア等とする。

- 2 補助対象機械は、耐用年数が5年以上であるものとする。ただし、中古品にあつては耐用年数が5年以上のもので、その残存年数が2年以上残っているものとする。

（事業の承認等）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、鹿島市スマート農業推進支援事業承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、事前に事業の承認を受けるものとする。

- (1) 鹿島市スマート農業推進支援事業計画書（様式第2号）
- (2) ポイント算定シート（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による事業承認申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、事業の承認の可否の結果を鹿島市スマート農業推進支援事業採択結果通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第6条 前条第2項の規定による事業承認を受けた補助事業者は、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第6号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があつた場合、速やかに審査し、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件等）

第7条 前条第3項の規定による補助金の交付決定に付する条件は、次に

掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 次に掲げる補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - ア 別表に掲げる補助対象経費の増額
 - イ 別表に掲げる補助対象経費の30%を越える減額
 - ウ 事業実施の根幹に関わる事業内容の変更
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、財産の処分を制限する期間を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産を、市長に承認を得て処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業により取得した機械等について農機具損害共済、民間事業者が提供する保険等、風水害、雪害、土砂崩れ等の災害に起因する事故まで補償の対象となるものへ加入し、気象災害等に対して事前の備えを行うこと。
- (9) 補助事業者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく「地域計画」の実現のため、地域の農業者や関係機関が集まり、将来の農業のあり方について話し合う協議の場に参加しなければならない。
- (10) 補助事業者は、補助事業を実施することで規模拡大、販売拡大又は作業時間の短縮のいずれかに取り組まなければならない。

- (11) 補助事業者が水稻又は麦の作付けがある場合は、藁の土壌へのすき込みや敷き藁などの有効活用に取り組むこと。
 - (12) 補助事業者が、補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (13) 補助事業者が、第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前号の規定を準用することがあること。
- 2 前項第2号の規定により市長に変更の承認を受けようとする補助事業者は、鹿島市スマート農業推進支援事業変更承認申請書（様式第8号）を市長に提出するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があった場合、交付決定の内容を変更することが適当と認めるときは、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。
 - 4 第1項第5号ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定める耐用年数に相当する期間とする。また、処分とは、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。

（実績報告及び額の確定）

- 第8条 第6条第3項の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の完了後、鹿島市スマート農業推進支援事業実績報告書（様式第10号）を市長に提出するものとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の3月末日のいずれか早い日とする。
 - 3 市長は、第1項の実績報告書の提出があった場合、速やかに審査し、その内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第9条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、補助金の交付決定後に概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（実施状況報告書）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定日の属する年度から起算して3年間、鹿島市スマート農業推進支援事業実施状況報告書（様式第13号）を作成し、各年度の翌年度6月末日までに市長へ報告するものとする。この場合において、報告を要する全ての項目について、目標を達成していると市長が判断した場合、目標を達成した年度の報告をもって、実施状況報告を終えることができるものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定日の属する年度から3年の期間内において、営農継続への努力を著しく怠ったと認められるとき。
- (5) 規則又はこの要綱による市長の指示に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、第8条第3項の規定により補助金の額の確定をした場合において、確定した額が既に交付した補助金の額に満たないとき及び前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、返還すべき額及び返還期限を定め、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金返還請求書（様式第14号）によりその返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第 3 条及び第 7 条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率及び 補助限度額
市内に住所を有する次に掲げる者 (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条の規定により市から農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。） (2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 の規定により市から青年等就農計画の認定を受けた農業者をいう。） (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。） (4) 農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。） (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。） (6) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。） (7) 2 戸以上の農業者で組織する任意の団体	補助事業者が補助対象機械の導入により経営安定を図るために必要な機械等の整備に要する経費（消費税は含まない。）	補助対象経費の 1 / 2 以内（ただし、上限額は 500 千円）

（注）補助金の算定に当たっては、千円未満の額は切り捨てるものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

鹿島市スマート農業推進支援事業承認申請書

鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、鹿島市スマート農業推進支援事業として承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

添付書類 鹿島市スマート農業推進支援事業計画書（様式第 2 号）
ポイント算定シート（様式第 3 号）
様式第 2 号及び様式第 3 号に掲げる書類
その他市長が必要と認める書類

鹿島市スマート農業推進支援事業計画書

記

1. 補助事業者

地域区分	補助事業者名

※地域区分は平坦部か中山間

2. 事業計画

機械名	能力	事業量	受益作物	着工（契約）予定	竣工（納品）予定
		台		年 月	年 月

3. 成果報告の方法

私は、本事業により導入したスマート農業機械について、

☐ 効果成果を取りまとめ、市が主催する農業研修会等で発表することに協力します。

☐ 効果成果を報告し、市HPや市が主催する研修会等で公表することに同意します。

※上記の□には、チェックを記載すること。

4. 経営規模（拡大）

	農家戸数	経営面積 (ha)	作付面積				作業受託 面積(ha) ()
			水稻 (ha)	麦 (ha)	大豆 (ha)	その他 (ha)	
現状 年度 (事業前年度)							
目標 年度 (事業翌々年度)							

※作業受託面積の作物は、導入するスマート農業機械の対象作物を記入すること。

5. 販売額拡大

	受益作物	販売額	受益作物	販売額	受益作物	販売額
現状 年度 (事業前年度)						
目標 年度 (事業翌々年度)						

※導入するスマート農業機械の対象作物について、確定申告書を元に記入すること。

6. 作業時間短縮

	受益作物	取組作業 ①	作業面積	作業時間	取組作業 ②	取組面積	作業時間
現状 年度 (事業前年度)							
目標 年度 (事業翌々年度)							

7. 補助事業に要する経費

単位：円

事業費（税抜） (A)	消費税 (B)	総事業費 (A) + (B) = (C)	補助対象経費 (D)	負担区分	
				補助金 (D) × 補助率 = (E)	自己負担 (C) - (E)
		0		0	0

※対象経費の上限額は要綱の別表による。また、補助金は千円未満を切り捨てる。

8. わらの処理状況（水稻・麦の作付けがある場合に記入すること）

	処理方法	現状 年度 (事業前年度)	目標 年度 (事業翌々年度)
稲わら	すき込み	%	%
	園芸用途	%	%
	畜産用途	%	%
	焼却	%	%
	その他 ()	%	%
麦わら	すき込み	%	%
	園芸用途	%	%
	畜産用途	%	%
	焼却	%	%
	その他 ()	%	%

9. 機械の適正及び安全使用について

技術、安全又は整備研修会等への参加計画	回／年
---------------------	-----

※安全な農作業の実施に努めること。

10. 添付資料

- (共通) (1) 見積書(承認申請時は1者、導入時は2者以上とする。)
 (2) カタログ
 (3) 利用(受益)範囲の地図又は農地一覧
 (4) その他必要な資料 ()
- (組織) (5) 規約
 (6) 総会資料
 (7) 管理運営規程

ポイント算定シート

1. 補助事業者

申請者名（補助事業者名）

2. ポイント算出表

取組目標	配点	チェック	ポイント	添付資料
①成果報告（必須項目）				
・導入した成果を市が主催する説明会や農業研修会等で発表することに協力する。	3点			事業計画書
・導入した成果を市HPや市の主催する説明会や研修会等で公表することに同意する。	1点			事業計画書
②規模拡大（必須項目）				
・作付面積が概ね次に掲げる規模以上を拡大する計画となっている。 地域区分：【平坦】2ha、【中山間】0.5ha	3点			事業計画書
・作付面積が概ね次に掲げる規模以上を拡大する計画となっている。 地域区分：【平坦】1ha、【中山間】0.1ha	1点			事業計画書
③販売額増大（必須項目）				
・対象作物の販売額が次に掲げる割合以上を増加する計画となっている。 地域区分：【平坦】14%、【中山間】7%	2点			確定申告書
・対象作物の販売額が次に掲げる割合以上を増加する計画となっている。 地域区分：【平坦】7%、【中山間】3%	1点			確定申告書
④作業時間の短縮（必須項目：2作業まで選択可）				
・事業年度から目標年度までに、導入機械による（ ）作業時間の削減を数値化して示すことが出来る。	2点			作業日誌
・事業年度から目標年度までに、導入機械による（ ）作業時間の削減を数値化して示すことが出来る。	2点			作業日誌
⑤導入効果				
・導入した機械は無人運転を行うことが出来る。	3点			カタログ
・導入した機械はRTK補正情報を利用した自動運転を行うことが出来る。	1点			カタログ
・圃場の状況をセンシングし、自動運転用のマップを作成することが出来る。	1点			カタログ
・圃場の状況をセンシングし、同時に防除施肥資材の削減に取り組むことが出来る。	1点			カタログ
・センシングデータ等を取込み、防除施肥資材の削減に取り組むことが出来る。	1点			カタログ
・作業時に収量、食味等のデータを収集し、防除施肥資材の削減に取り組むことが出来る。	1点			カタログ
・作業時に水分量等のデータを収集し、乾燥調製の効率化を図ることが出来る。	1点			カタログ
・その他、上記に類するスマート農業の取組み。（自動運転機能は除く）	1点			カタログ
⑥その他				
・補助事業者は、地域計画で規模拡大をする担い手に位置付けられている。	2点			地域計画
・過去に同一機種の機械を、補助事業を活用して導入したことが無い。	2点			過去実績
・補助事業者は、認定農業者又は認定新規就農者である。	2点			青年等就農計画認定書の写し
・補助事業者は、スマート農業活用促進法における「計画認定」を受けている。	2点			計画認定通知書の写し
合計				

注）当該年度予算・採択予定件数の範囲内で、合計ポイントの高い順に事業を採択する。

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市スマート農業推進支援事業採択結果通知書

年 月 日付けで承認申請のあった 年度鹿島市スマート農業推進支援事業については、次のとおり決定したので、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

採 択 ・ 不採択

（採択の場合）

つきましては、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱に基づき、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付申請書（様式第5号）を提出してください。

（不採択の場合）

申請いただきました鹿島市スマート農業推進支援事業については、厳正な審査を行った結果、不採択となりました。

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり鹿島市スマート農業推進支援事業を実施
したいので、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金 金 円
を交付されるよう、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市スマート農業推進支援
事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請し
ます。

記

事業の目的

2 事業計画

番号	機械名 規格能力	事業量 (台)	総事業費 (円)			補助率	負担区分 (円)		備考
				補助対象経費	消費税		補助金	その他	
計	—					—			—

※ 課税適用は【本則課税・簡易課税・適用なし】のいずれかを備考欄に記入する。

なお、本則課税者は請負額や購入資材等費用は消費税抜き価格とする。

3 経費の配分及び負担区分

総事業費 (A) + (B)	補助事業に要する (した) 経費 (A)	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A)	その他 (B)	
円	円	円	円	

注) 総事業費については、消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。
補助事業に要する(した)経費については、消費税額及び地方消費税額を含まない金額を記入すること。

4 事業の効果

5 事業予定年月日

年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
補助金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	

7 添付書類

鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第6条第1項に掲げる必要な書類

様式第 6 号（第 6 条関係）

誓 約 書

私は、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金の交付申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- (1) 補助事業者の要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じます。
- (2) 鹿島市から検査・報告の求めがあった場合は、速やかにこれに応じます。
- (3) 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- (4) 補助事業者は、事業実施年度から起算して 3 年間、事業実施状況を報告し、その後も事業継続に努めます。
- (5) 補助金の審査のために、鹿島市が申請者及び同一世帯員の住民登録資料、税務関係資料等を確認することに同意します。
- (6) 自己又は法人等の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 地域の農業者や関係機関が集まり、将来の農業のあり方について話し合う協議の場には積極的に参加します。
- (8) 施設・機械の利用開始時までには国の救済制度又は民間の損害保険等に参加します。
- (9) 本事業を実施することで規模拡大や販売拡大、作業時間短縮を行います。

以上

年 月 日

鹿島市長

様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

様式第 7 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

交付決定金額 円

交付条件

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 次に掲げる補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - ア 別表に掲げる補助対象経費の増額
 - イ 別表に掲げる補助対象経費の 30% を越える減額
 - ウ 事業実施の根幹に関わる事業内容の変更
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、財産の処分を制限する期間（総務省所

管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定める耐用年数に相当する期間）を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。

- (6) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産を、市長に承認を得て処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業により取得した機械等について農機具損害共済、民間事業者が提供する保険等、風水害、雪害、土砂崩れ等の災害に起因する事故まで補償の対象となるものへ加入し、気象災害等に対して事前の備えを行うこと。
- (9) 補助事業者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく「地域計画」の実現のため、地域の農業者や関係機関が集まり、将来の農業のあり方について話し合う協議の場に参加しなければならない。
- (10) 補助事業者は、補助事業を実施することで規模拡大、販売拡大又は作業時間の短縮のいずれかに取り組まなければならない。
- (11) 補助事業者が水稻又は麦の作付けがある場合は、藁の土壌へのすき込みや敷き藁などの有効活用に取り組むこと。
- (12) 補助事業者が、補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (13) 補助事業者が、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前号の規定を準用することがあること。

様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

鹿島市スマート農業推進支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった 年度鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金について、下記の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注 1）金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の部分は、消去すること。

（注 2）記以下は、補助金交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」に置き換え、事業計画及び経費の配分が変更前と変更後で比較ができるように変更部分を 2 段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金の交付については、下記のとおり変更交付することに決定したので、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

変更交付決定金額 円

交付条件

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 次に掲げる補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - ア 別表に掲げる補助対象経費の増額
 - イ 別表に掲げる補助対象経費の 30% を越える減額
 - ウ 事業実施の根幹に関わる事業内容の変更
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、財産の処分を制限する期間（総務省所

管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定める耐用年数に相当する期間）を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。

- (6) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産を、市長に承認を得て処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業により取得した機械等について農機具損害共済、民間事業者が提供する保険等、風水害、雪害、土砂崩れ等の災害に起因する事故まで補償の対象となるものへ加入し、気象災害等に対して事前の備えを行うこと。
- (9) 補助事業者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく「地域計画」の実現のため、地域の農業者や関係機関が集まり、将来の農業のあり方について話し合う協議の場に参加しなければならない。
- (10) 補助事業者は、補助事業を実施することで規模拡大、販売拡大又は作業時間の短縮のいずれかに取り組まなければならない。
- (11) 補助事業者が水稻又は麦の作付けがある場合は、藁の土壌へのすき込みや敷き藁などの有効活用に取り組むこと。
- (12) 補助事業者が、補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (13) 補助事業者が、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前号の規定を準用することがあること。

鹿島市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

鹿島市スマート農業推進支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった 年度鹿島市スマート農業推進支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の成果

2. 事業実績

機械名	能力	事業量	着工（契約）年月日	竣工（納品）年月日
			令和 年 月 日	令和 年 月 日

事業費（税抜） (A)	消費税 (B)	総事業費 (A) + (B) = (C)	補助対象経費 (D)	負担区分	
				補助金 (D) × 補助率 = (E)	自己負担 (C) - (E)

3. 添付資料

- (1) 契約書・納品書・請求書の写し
- (2) 写真（前後左右各 1 枚、事業名 1 枚、型式 1 枚）
- ※導入機械には、導入年度・事業名・処分制限期間を表示すること。

表示例：

年度 鹿島市スマート農業推進支援事業 処分制限年月日： 年 月 日

- (3) 財産管理台帳の写し

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告書がありました 年度鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金について、交付の額を確定したので、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

交付確定金額

交付条件

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、財産の処分を制限する期間（総務省所管補助金等交付規則（平成 1 2 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に定める耐用年数に相当する期間）を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効果の増加した財産を、市長に承認を得て処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らな

なければならない。

- (5) 補助事業により取得した機械等について農機具損害共済、民間事業者が提供する保険等、風水害、雪害、土砂崩れ等の災害に起因する事故まで補償の対象となるものへ加入し、気象災害等に対して事前の備えを行うこと。
- (6) 補助事業者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく「地域計画」の実現のため、地域の農業者や関係機関が集まり、将来の農業のあり方について話し合う協議の場に参加しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業を実施することで規模拡大、販売拡大又は作業時間の短縮のいずれかに取り組まなければならない。
- (8) 補助事業者が水稻又は麦の作付けがある場合は、藁の土壌へのすき込みや敷き藁などの有効活用に取り組むこと。
- (9) 補助事業者が、補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (10) 補助事業者が、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前号の規定を準用することがあること。

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 ⑩

鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）の通知があった 年度鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により請求します。

記

請求額 金 円
(内訳)
確定額（交付決定額） 金 円
交 付 済 額 金 円
今 回 請 求 額 金 円
残 額 金 円

振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(注) 「概算払」で交付する場合は括弧書きによる。

鹿島市長 様

住 所
名 称
代表者氏名

鹿島市スマート農業推進支援事業実施状況報告書

標記の件について、鹿島市スマート農業推進支援事業を実施しましたので下記のとおり報告します。

記

1. 経営規模（拡大）

	農家戸数	経営面積 (ha)	作付面積				作業受託 面積(ha) ()
			水稻 (ha)	麦 (ha)	大豆 (ha)	その他 (ha)	
現状 年度 (事業前年度)							
実績 年度 (1年目：事業実施年度)							
実績 年度 (2年目：事業実施翌年度)							
目標年実績 年度 (3年目：事業実施翌々年度)							

※作業受託面積の作物は、導入するスマート農業機械の対象作物を記入すること。

2. 販売額拡大

	受益作物	販売額	受益作物	販売額	受益作物	販売額
現状 年度 (事業前年度)						
実績 年度 (1年目：事業実施年度)						
実績 年度 (2年目：事業実施翌年度)						
目標年実績 年度 (3年目：事業実施翌々年度)						

※導入するスマート農業機械の対象作物について、確定申告書を元に記入すること。

3. 作業時間短縮

	受益作物	取組作業 ①	作業面積	作業時間	取組作業 ②	作業面積	作業時間
現状 年度 (事業前年度)							
実績 年度 (1年目：事業実施年度)							
実績 年度 (2年目：事業実施翌年度)							
目標年実績 年度 (3年目：事業実施翌々年度)							

4. わらの処理状況（水稻・麦の作付けがある場合に記入）

	処理方法	現状 年度 (事業前年度)	実績 年度 1年目 (事業年度)	実績 年度 2年目 (事業実施年度)	目標年実績 年度 3年目 (事業実施翌々年度)
稲わら	すき込み	%	%	%	%
	園芸用途	%	%	%	%
	畜産用途	%	%	%	%
	焼却	%	%	%	%
	その他（ ）	%	%	%	%
麦わら	すき込み	%	%	%	%
	園芸用途	%	%	%	%
	畜産用途	%	%	%	%
	焼却	%	%	%	%
	その他（ ）	%	%	%	%

5. 機械の適正及び安全使用について

技術、安全または整備研修会等への参加実績	
参加時期： 年 月	研修内容：
参加時期： 年 月	研修内容：
参加時期： 年 月	研修内容：

※安全な農作業の実施に努めてください。

もし事故が起きた場合は、鹿島市役所 農林水産課までご連絡ください。

6. 添付資料

- (1) 通帳の写し（事業実施年度のみ提出すること）
- (2) 領収証又は振込伝票等写し（事業実施年度のみ提出すること）
- (3) 確定申告書
- (4) 作業日誌の写し等

※補助事業の実施年度から起算して3年間、この報告書を作成し、各年度の翌年度6月末日までに市長へ報告すること。

様式第 1 4 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金について、下記のとおり返還額を決定したので、鹿島市スマート農業推進支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により請求します。

記

請求金額	金	円
(内 訳)		
交付決定（確定）額	金	円
交付済額	金	円
返還請求額	金	円
残 額	金	円
返還期限	年 月 日	